

## ★

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例（条例第二十一号）（人事課）

## 一 改正の要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置が見直されたことなどを踏まえ、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の給与に関する条例	成年被後見人等に該当する者となつたことが地方公務員の失職事由から除かれたことなどに伴う関係規定の整理
職員の退職手当に関する条例	成年被後見人等に該当する者となつたことが地方公務員の失職事由から除かれたことなどに伴う関係規定の整理
特別職の退職手当に関する条例	成年被後見人等に該当する者となつたことが地方公務員の失職事由から除かれたことなどに伴う関係規定の整理
広島県立自然公園条例	指定認定機関の欠格条項の見直しなどに伴う関係規定の整備
広島県心身障害者扶養共済制度条例	年金管理者の欠格条項の見直しなどに伴う関係規定の整備
広島県土砂の適正処理に関する条例	土砂埋立行為の許可に係る申請者の欠格条項の見直しなどに伴う関係規定の整備
広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例	風俗案内業を行う者の欠格事由の見直しに伴う関係規定の整備

## 二 施行期日

令和元年十二月十四日

★

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の向上に資する事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

県独自の事務として、次の表の上欄に掲げる執行機関が行う同表下欄に掲げる事務を追加した。

執行機関	事務
知事	高等学校等のうち私立のもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における授業料等の負担を軽減するための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

三 施行期日

令和元年十月八日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第二十三号）（財政課）

一 改正の要旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の改正
広島県河川区域内占用料等徴収条例 広島県警察関係手数料条例	卸売市場法に基づく地方卸売市場認定申請手数料の新設 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う発電のための河川区域内における流水占用料の改正 道路交通法の改正に伴う運転免許証の更新を受けなかつた者に対する運転経歴証明書の交付に係る規定等の改正

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 広島県河川区域内占用料等徴収条例の改正 令和元年十月八日
- (二) 広島県手数料条例の改正のうち建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料の改正 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (三) 広島県警察関係手数料条例の改正 令和元年十二月一日
- (四) 2の措置 令和元年十二月二十一日
- (五) (一)から(四)まで以外の改正 令和二年六月二十一日

2 経過措置

広島県手数料条例の改正のうち、地方卸売市場の認定の申請に係る手数料について、必要な経過措置を設けた。



★  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の  
特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

令和元年十月八日

## ★

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

事務	対象市町
屋外広告物法及び広島県屋外広告物条例に基づく屋外広告物等の規制に関する事務のうち、屋外広告物の監督に関する事務	廿日市市

2 市町が処理する事務に追加したもの

事務	対象市町
建築基準法に基づく事務のうち、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合の建蔽率緩和に関する許可の受付等	廿日市市

3 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事務	対象市町
一 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく事務のうち、農業用ため池の届出の受付等	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

4 その他必要な規定の整理を行つた。

### 三 施行期日

- 1 二・三（建築基準法に関するものに限る。）及び二・四（建築基準法に関するものに限る。）の改正 令和元年十月八日
- 2 二・三（農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関するものに限る。）の改正 令和元年十月十五日
- 3 二・四（火薬類取締法に関するものに限る。）の改正 令和元年十二月七日
- 4 二・一及び2の改正 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日



児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所の用に供する建物の耐火性能に係る規定が改正されたことを踏まえ、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和元年十月八日

★

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（安心保育推進課））

一 改正の要旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物の耐火性能に係る規定が改正されたことを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和元年十月八日

★

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（都市計画課）

一 改正の要旨

景観行政団体である廿日市市が屋外広告物等の規制を定める条例の制定及び改廃に關する事務を処理することとするため、必要な改正を行つた。

二 施行期日

公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日

★

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理など、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和元年十月八日

★ 広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（教育委員会  
）

一 改正の要旨

経済的理由により修学に困難がある高等学校等に入学しようとしている者に対して、入学に必要な経費の一部を貸し付ける奨学金を新設するため、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和元年十月八日

★ 広島県卸売市場条例を廃止する条例（条例第三十一号）（販売・連携推進課）

一 廃止の要旨

卸売市場法の一部が改正され、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について都道府県の条例で定めることとしていたことが廃止されたことに伴い、広島県卸売市場条例を廃止した。

二 施行期日

令和二年六月二十一日